

生活困窮者自立支援法に基づく子ども支援について

(付議要旨)

平成 27 年 4 月に施行される生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援事業における生活困窮の子ども世帯への支援を拡充させるとともに、新たに学習支援等の事業を実施する。

1. 主旨

生活困窮者自立支援法(平成 25 年 12 月公布、平成 27 年 4 月 1 日施行)では、必須事業としての「自立相談支援事業」「住居確保給付金」と、任意事業としての「家計相談支援事業」「生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業(以下「子どもの学習支援事業」)等が規定されている。

区では、貧困の連鎖を防止するため、必須事業である自立相談支援事業において、生活困窮の子どもに対し、親世代も含めた世帯全体への包括的な支援へ拡充することを、生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」で行うとともに、任意事業である「子どもの学習支援事業」として、新たに学習支援等の事業を実施し、生活困窮の子ども支援を充実させていく。

2. 「ぷらっとホーム世田谷」における生活困窮の子ども及び親世代への自立相談支援の拡充

(1) 事業概要

「ぷらっとホーム世田谷」で、生活困窮者自立促進支援事業として実施している生活困窮の親世代への自立・就労に対する相談支援に加え、次の取り組みを実施(拡充)する。

子ども世帯に対するソーシャルワーク

- ・子ども本人及び親世代に対する世帯全体へのアセスメントに基づくソーシャルワーク(支援期間中のモニタリングを含む)
- ・「(仮称)生活困窮の子ども支援事業」や、「かるがもスタディールームの学習支援事業」等各支援事業への橋渡し

地域の子ども支援ネットワークづくり

- ・生活困窮の子ども及び親世代への支援の実施にあたって、教育関係機関(スクールソーシャルワーカー等)、区の福祉関係機関、NPO 法人等と連携して情報共有を図るとともに、協働して課題解決にあたる。
- ・個々の困窮世帯への支援から見えてきた地域の課題解決を行うために、「(仮称)子ども支援ネットワーク会議」を開催し、情報共有と検討を行う。

子どもの支援ボランティア活用のための取り組み

- ・地域の子どもの支援ボランティアの募集受付や育成支援、連絡調整

・支援機関・団体等への橋渡し

(2) 支援対象者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮世帯の子ども及びその親等

(3) 開始予定時期 平成27年4月

3. 「(仮称)生活困窮の子ども支援事業」の実施(子どもの学習支援事業)

(1) 事業概要

内 容

- ・ ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成を支援
- ・ 学習習慣の定着等を目的とした自主学習を支援
- ・ 食育等を通じた日常生活習慣の形成を支援

回 数 平日夜間 週1~2回

定 員 10~15名

実施場所 地域共生のいえ等を活用

平成27年度2箇所(世田谷地域・烏山地域)

平成28年度3箇所(玉川地域・砧地域・北沢地域)

利用期間 期間の定めは設けない

開始予定時期 平成27年9月

(2) 支援対象者

生活保護受給世帯の子ども(小学生~高校生)

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある生活困窮世帯の子ども(小学生~高校生)

(3) 実施手法

世田谷区社会福祉協議会に委託する。

(平成26年度より、生活困窮者自立促進支援事業、住宅支援給付の相談及び申請受付事業、受験生チャレンジ支援貸付相談支援事業を受託しており、子ども支援事業をこれらの事業と一体的に運用するとともに、地域のボランティアの活用や民生委員・児童委員等との連携を図るために上記法人に委託する必要がある。)

4. 「かるがもスタディールーム」対象者拡大実施(子どもの学習支援事業)

(1) 事業概要

生活困窮の状態にあり「学習塾に行けない」「机が無いなど家庭での環境が整っていない」「学習を支援できる大人が近くにいない」等の理由から、生活習慣の中に学習を取り入れることが難しい子ども(小・中学生)に学習支援を実施している「かるがもスタディールーム」について、現在のひとり親世帯の子どもに加え、生活保護世帯・生活困窮世帯の子どもを加えて対象を拡大し、子どもの学習支援を実施する。

対象者拡大実施分について、生活困窮者自立支援法の国補助(1/2)対象となる。

内 容 社会人や大学生ボランティアにおける学習支援

回数	月2回(原則第1、第3土曜日、午後2時から4時)
定員	かるがもスタディールーム20名程度 内、生活保護世帯・生活困窮世帯の子ども5名程度
実施場所	烏山地域 ひとり親家庭の子どもへの影響についてモデル実施の中で検証しつつ、受託法人における学生ボランティアの確保状況を踏まえ、他の4地域へ順次拡大する。
利用期間	2年間
開始予定時期	平成27年4月
《参考》「かるがもスタディールーム」の開設	
平成25年度	世田谷地域・砧地域
平成26年度	玉川地域
平成27年度(予定)	北沢地域、烏山地域

(2) 支援対象者

かるがもスタディールームが、現在対象としている「ひとり親家庭の子ども(小・中学生)」に、次の支援対象者を加える。

生活保護受給世帯の小・中学生

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮世帯の小・中学生

(3) 実施手法

「かるがもスタディールーム」事業の受託法人(NPO法人キッズドア)に委託する。

5. 今後のスケジュール(予定)

平成27年	2月	常任委員会報告
平成27年	4月	烏山地域のかるがもスタディールーム開始
		「ぷらっとホーム世田谷」生活困窮の子ども及び親世代の支援拡充開始
	9月	「(仮称)生活困窮の子ども支援事業」の開始
平成28年		「(仮称)生活困窮の子ども支援事業」を区内5地域で展開

世田谷区の子ども支援 イメージ図

